

# **時津町崎野自然公園 指定管理者募集要項**

**令和 8 年 9 月  
長崎県時津町**

# 目 次

|           |                                             |           |
|-----------|---------------------------------------------|-----------|
| <b>1</b>  | <b>指定管理者募集の目的</b>                           | <b>1</b>  |
|           | (1) 指定管理者制度活用 の 目的                          | 1         |
|           | (2) 施設 の 設置 目的 及び 基本 的な 運営 の 方向 性           | 1         |
| <b>2</b>  | <b>施設 の 概 要</b>                             | <b>2</b>  |
| <b>3</b>  | <b>管理 の 基本 的な 内容</b>                        | <b>4</b>  |
|           | (1) 業 務 の 範 囲                               | 5         |
|           | (2) 指 定 期 間 を 通 じ て 達 成 す べ き 成 果 目 標       | 5         |
| <b>4</b>  | <b>指 定 管 理 者 の 指 定 の 予 定 期 間</b>            | <b>5</b>  |
| <b>5</b>  | <b>管 理 に 関 す る 経 費 等</b>                    | <b>5</b>  |
|           | (1) 指 定 管 理 料                               | 5         |
|           | (2) そ の 他                                   | 6         |
| <b>6</b>  | <b>管 理 の 基 準 等</b>                          | <b>6</b>  |
|           | (1) 休 園 日                                   | 6         |
|           | (2) 利 用 時 間                                 | 7         |
|           | (3) 個 人 情 報 の 保 護                           | 7         |
| <b>7</b>  | <b>申 請 者 の 資 格</b>                          | <b>8</b>  |
| <b>8</b>  | <b>申 請 の 手 続 き</b>                          | <b>9</b>  |
|           | (1) 募 集 要 項 並 び に 仕 様 書 の 配 布 等             | 9         |
|           | (2) 現 地 説 明 会 の 開 催                         | 10        |
|           | (3) 質 問 事 項 の 受 付 及 び 回 答                   | 10        |
|           | (4) 申 請 書 類 の 受 付                           | 11        |
| <b>9</b>  | <b>指 定 管 理 者 の 選 定</b>                      | <b>13</b> |
|           | (1) 申 請 資 格 の 審 査                           | 13        |
|           | (2) 指 定 管 理 者 選 定 委 員 会 の 設 置 及 び 審 査 ・ 選 定 | 13        |
|           | (3) 選 定 基 準 等                               | 14        |
|           | (4) 審 査 の 方 法                               | 14        |
|           | (5) 失 格 事 項                                 | 15        |
|           | (6) 選 定 結 果 の 通 知                           | 15        |
|           | (7) 選 定 結 果 の 公 表                           | 15        |
| <b>10</b> | <b>指 定 管 理 者 の 指 定</b>                      | <b>15</b> |
| <b>11</b> | <b>指 定 管 理 者 と の 協 定 の 締 結</b>              | <b>16</b> |

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 1 2 | 管理状況の把握と評価・監査        | 16 |
| (1) | 利用者の声の把握             | 16 |
| (2) | 業務の評価                | 16 |
| (3) | 監査の実施                | 17 |
| 1 3 | 町と指定管理者との責任の分担       | 17 |
| 1 4 | 事業の継続が困難になった場合における措置 | 17 |
| (1) | 町への報告                | 17 |
| (2) | 指定管理者に対する実地調査等       | 17 |
| (3) | 指定管理者の破産等            | 18 |
| (4) | 町に対する損害賠償            | 18 |
| (5) | その他不可抗力の場合           | 18 |
| 1 5 | その他                  | 18 |
| (1) | 施設管理開始までにおける指定の取り消し  | 18 |
| (2) | 業務の再委託               | 18 |
| (3) | 業務等の引き継ぎ             | 19 |
| 1 6 | 募集及び選定スケジュール         | 19 |
| 1 7 | 問い合わせ先               | 20 |

## 【 記 載 要 領 、 審 査 基 準 、 申 請 書 様 式 等 】

- 別紙 1 事業計画書の記載要領及び記載項目
- 別紙 2 指定管理者候補者選定評価基準
- 別紙 3 崎野公園指定管理者選定・審査基準表（一次審査）
- 別紙 4 指定管理者審査・選定基準表
- 様式 1 崎野公園現地説明会申込書
- 様式 2 質問票（崎野公園）
- 様式 3 指定管理者指定申請書
- 様式 4 崎野公園事業計画書
- 様式 5 崎野公園事業計画書の要旨
- 様式 5 の附表 収支計画書
- 様式 6 宣誓書
- 様式 7 法人等の概要

## 【 参 考 資 料 】

- 参考資料 崎野自然公園の管理に関する協定書（基本協定書及び年度協定書）

# 崎野自然公園指定管理者募集要項

崎野自然公園（以下「本公園」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「地方自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び時津町都市公園条例（平成 4 年条例第 11 号、以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者の募集を行います。

## 1 指定管理者募集の目的

### （１）指定管理者制度活用の目的

指定管理者制度は、企業等の法人その他の団体（個人は不可）が議会の議決を経て、「公の施設」の管理を行う制度です。指定管理者制度の活用により、民間事業者等が有する専門知識やノウハウが活用され、更なる利用者サービスの向上やより効率的な施設運営が可能となります。

本公園においても、管理者の創意工夫を生かした臨機応変な民間的発想により、利用者サービスの質の向上、施設の有効利用及び経費節減を図る提案を募集します。

### （２）施設の設置目的（役割）及び基本的な運営の方向性（運営方針）

本公園は、平成 6 年 6 月に波静かな大村湾に浮かぶ崎野半島の恵まれた自然景観を活用し、まち創りの基本である人づくりを積極的に推進するための野外活動施設として、「地域づくり事業」で設置された施設です。

また、平成 30 年 6 月には、交流人口の拡大を図るため、「地方創生拠点整備交付金」を活用したコテージ 3 棟が増設され、令和 7 年 3 月には、管理棟 2 階に全天候型の室内遊戯室「さきのランド」がオープンし、今後も、町の主要な観光（交流）施設としての位置づけを行っております。

本公園の基本的な運営の方向性は、

- ① 住民の誰もが利用できる自然とのふれあいの場を提供する。

- ② 自然景観を活かした野外学習の機会を提供する。
- ③ コテージやさきのランドのほか、大村湾に面した特性を生かした山と海のレジャーを一緒に楽しめる観光施設として、積極的にPRしながら、交流人口の拡大に努める。
- ④ 住民や利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度向上に努める。
- としています。

申請にあたっては、これらの設置目的及び基本的な運営の方向性を踏まえ、創意工夫を凝らした提案をしてください。

## 2 施設の概要

|               |                             |                        |                                                                     |
|---------------|-----------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1) 名 称       | 崎野自然公園                      |                        |                                                                     |
| (2) 所在地       | 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷 1 3 7 9 番地 1 |                        |                                                                     |
| (3) 施設の構造・規模等 |                             |                        |                                                                     |
| ＜敷地内訳＞        | 敷地面積                        | 111,481 m <sup>2</sup> |                                                                     |
|               | 駐車場                         | 4,500 m <sup>2</sup>   | (普通車 100 台収容)                                                       |
|               | 中央広場                        | 5,000 m <sup>2</sup>   |                                                                     |
|               | 遊戯広場                        | 2,000 m <sup>2</sup>   | (木製遊具あり)                                                            |
|               | 草スキー場                       | 3,000 m <sup>2</sup>   | (滑走面W=25m L=60m 草スキー格納庫あり)                                          |
|               | キャンプ場                       | 10,000 m <sup>2</sup>  | (180 名収容、コテージ 3 棟、バンガロー 3 棟、テント 13、シャワー便所棟、炊事棟 2、トイレ小)<br>＜Wi-Fi 有＞ |
|               | 園内道路                        | 2,200 m <sup>2</sup>   | (W=5 m、L=176m、W=3 m、L=442 m)                                        |

|         |        |                       |                                                                                                               |
|---------|--------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 遊歩道    | 1,200 m <sup>2</sup>  | (W=約 1 m、L=1,140m)                                                                                            |
|         | 自然緑地   | 83,581 m <sup>2</sup> |                                                                                                               |
| <建築物内訳> | 管理棟    | 418.00 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺 2 階建) (授乳室付)<br><Wi-Fi 有>                                                                               |
|         | ホール    | 91.00 m <sup>2</sup>  | <Wi-Fi 有>                                                                                                     |
|         | さきのランド | 98.00 m <sup>2</sup>  | 令和 7 年 3 月オープン<br><Wi-Fi 有>                                                                                   |
|         | 管理人室   | 58.00 m <sup>2</sup>  | (2 室、40 m <sup>2</sup> ・18 m <sup>2</sup> ) <Wi-Fi 有>                                                         |
|         | 事務室    | 5.10 m <sup>2</sup>   | <Wi-Fi 有>                                                                                                     |
|         | 倉庫     | 77.30 m <sup>2</sup>  |                                                                                                               |
|         | トイレ    | 22.00 m <sup>2</sup>  | (身障者用トイレ付)                                                                                                    |
|         | 内テラス   | 21.00 m <sup>2</sup>  |                                                                                                               |
|         | その他    | 45.60 m <sup>2</sup>  | (階段及び廊下)                                                                                                      |
|         | コテージ   | 167.04 m <sup>2</sup> | (木造合金メッキ鋼板葺き 2 階建)<br>(3 棟: 55.68 m <sup>2</sup> /室・各ユニットバス付<br>き・4 人～6 人収用/室) <Wi-Fi 有>                      |
|         | バンガロー大 | 200.00 m <sup>2</sup> | ※ 5 連バンガロー<br>(木造瓦葺高床式平屋建) (5 室: 40<br>m <sup>2</sup> /室・各ユニットバス付・10 人収容/室)<br>令和 8 年空調改修済<br>令和 8 年度キッチン新設予定 |
|         | バンガロー小 | 116.64 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺 2 階建) (2 室: 58.32 m <sup>2</sup> /室・各ユニットバス付・15 人収容/室)<br>令和 8 年空調改修済                                   |

|            |                      |                                       |
|------------|----------------------|---------------------------------------|
| シャワー便所棟    | 50.00 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺平屋建) (シャワーユニット男女各4基・身障者用トイレ付)    |
| 便所(大)      | 21.76 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺平屋建) ※中央広場                       |
| 便所(小)      | 12.00 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺平屋建) ※キャンプ場                      |
| 炊事棟        | 52.80 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺平屋建) ※2棟(26.4 m <sup>2</sup> ×2) |
| 倉庫         | 30.00 m <sup>2</sup> | (木造瓦葺平屋建)                             |
| 草スキー格納庫    | 38.76 m <sup>2</sup> | (木造平屋建) ※事務室・格納部                      |
| 展望所(木造2階建) |                      |                                       |
| テント八角形     | 3張<br>(常設)           | ※8人／1張最大40人骨組スチールパイプ<br>令和8年度改修予定     |
| テント四角形     | 5張<br>(常設)           | ※5人／1張最大25人骨組スチールパイプ<br>令和8年度改修予定     |
| 組立てテント     | 5張<br>(非常設)          | ※5人／1張最大35人三角テント<br>令和8年度改修予定         |

※このほか、令和8年度に海の遊歩道・栈橋の整備などを予定しております。

(イメージ図は別添のとおり。)

### 3 管理の基本的な内容

本公園の管理の基本的な内容は、次のとおりです。なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、利用者に提供すべきサービスの水準を確保するため、業務区分ごとに具体



的な「要求水準」を定めるとともに、業務の質の向上を図るため下記（２）の「成果目標」を定めています。

申請にあたっては、業務区分ごとに、これらの要求水準を満たすことのできる具体的な管理・運営に関する事業計画を検討し、提案してください。

#### （１）業務の範囲

（具体的な内容及び要求水準は、仕様書に掲げたとおりです。）

- ① 本公園の施設及びその附属設備の維持管理に関する業務
- ② 本公園の利用の許可及び利用料金に関する業務
- ③ その他本公園の管理上必要と認める業務

#### （２）指定期間を通じて達成すべき成果目標

宿泊施設（コテージ・バンガロー・テント）及びデイキャンプ利用者数

8,300 人（目標値 R 1 1 年度）

< 第 3 期時津町総合戦略・重要業績評価指標（KPI） >

### 4 指定管理者の指定の予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 年間を予定します。

なお、この指定期間は、時津町議会（以下「町議会」という。）の議決が必要なため、町議会の議決後に確定します。

### 5 管理に要する経費等

本公園の施設の利用料金は、指定管理者の収入となります。

なお、利用料金の額は、条例に定める範囲内で、時津町（以下「町」という。）の承認を得て、指定管理者が定めるものとします。

また、本公園の管理に係る全ての経費は、利用料金収入及び町が支払う指定管理料をもって充てるものとします。

#### （１）指定管理料

町が指定期間中に支払う施設の管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）の総額は、次に示す額を上限として、本要項により提出された事業計画及び見積書に基づき、町と協議を行い決定します。

なお、各年度に、町が指定管理者に支払う指定管理料については、各会計年度の予算の範囲内で、別途締結する年度協定に基づき支払います。

また、指定管理料の上限額については、バンガローは１１月～２月、テントサイト及びシャワー施設は１１月～３月の期間を貸出休止とした積算を行っています。

| 年 度    | 指定管理料の上限額（円）＜消費税込み＞ |
|--------|---------------------|
| 令和９年度  | 13,178,000          |
| 令和１０年度 | 13,178,000          |
| 令和１１年度 | 13,178,000          |
| 令和１２年度 | 13,178,000          |
| 令和１３年度 | 13,178,000          |
| 合 計    | 65,890,000          |

## （２）その他

- ① 指定管理料の支払時期や方法、管理口座等の細目的事項については、別途協定にて定めます。
- ② 本公園の管理に関する会計は、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

## 6 管理の基準等

本公園の管理の基準その他の管理に必要な事項は、時津町崎野自然公園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとしますが、主な内容は、次のとおりです。

### （１）休園日

休園日は、12月28日から翌年1月4日まで

## (2) 利用時間

| 施設区分               | 利用時期・時間                                                                          |                         |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| コテージ（キャンプ場を含む。）    | <通年>15:00～翌日10:00                                                                |                         |
| バンガロー（キャンプ場を含む。）   | <u>&lt;通年&gt;15:00～翌日10:00</u><br><u>※11月～2月の間は、指定管理者は町との協議の上、貸出を判断することができる。</u> |                         |
| テントサイト（キャンプ場を含む。）  | <u>&lt;通年&gt;15:00～翌日10:00</u><br><u>※11月～3月の間は、指定管理者は町との協議の上、貸出を判断することができる。</u> |                         |
| キャンプ場（デイキャンプによる利用） | <4月～10月><br>11:30～21:00 の間で、1回の<br>利用につき最長5時間まで                                  | <11月～3月><br>11:30～16:00 |
| シャワー施設             | <u>&lt;通年&gt;終日利用可</u><br><u>※11月～3月の間は、指定管理者は町との協議の上、貸出を判断することができる。</u>         |                         |
| 草スキー場              | <4月～10月><br>9:00～19:00                                                           | <11月～3月><br>9:00～17:00  |

※下線部分は、令和9年4月1日からの内容となります。

## (3) 個人情報の保護

本公園を管理するにあたっての個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び時津町個人情報保護条例（平成16年条例第1号）のほか、仕様書に定めるところにより適正に行うものとします。

## 7 申請者の資格

指定管理者の指定を申請することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としします。なお、指定申請以降に当該条件を満たさないこととなった場合は、指定をしない又は指定を取り消すことがあります。

また、資格を満たしていることについて、誓約書様式6を提出してください。

(1) 県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が次の①から⑧に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しないこと。
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 本町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者
- ⑦ 町または市税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑧ 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していると認められる者

(3) 指定申請書の提出期限の日以前 6 ヶ月から指定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない法人等であること。

(4) 指定までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破

産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更正手続開始又は再生手続開始の決定がなされた者で、更正計画又は再生計画の認可の決定された者を除く。）でないこと。

## 8 申請の手続き

申請に関して必要となる経費は、すべて申請者の負担とします。また、提出された書類は、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定後、正本 1 部を除き、申請者と町との協議のうえ、返却又は廃棄します。

### （1）募集要項並びに仕様書の配布等

募集要項並びに仕様書等（以下「募集要項等」という。）は次のとおり配布（又は閲覧）します。

#### ① 配布（又は閲覧）期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### ② 配布（または閲覧）時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

#### ③ 配布（又は閲覧）場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷 2 7 4 番地 1

時津町役場 建設水道部 都市整備課

電 話 0 9 5 - 8 8 2 - 4 8 0 7

F A X 0 9 5 - 8 8 2 - 5 6 4 8

#### ④ 配布方法

配布期間内に、直接受け取ること。＜CD-R によるデータ渡し＞

募集要項等は、時津町ホームページ(<https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/>)

からダウンロードすることができる。

## (2) 現地説明会の開催

現地説明会を次により開催しますので、指定管理者指定申請書の提出を予定している法人等は、必ず、**様式1**の参加申込をして参加してください。当説明会に参加していない法人等は、指定管理者指定申請書を提出することができません。

### ① 開催日時

令和8年10月5日（月）午前10時から正午まで

### ② 開催場所

時津町西時津郷1379番地1

時津町崎野自然公園管理棟

電話095-882-6303

### ③ 申込方法

参加を希望する法人等は、崎野自然公園現地説明会申込書**様式1**に法人等名、参加希望者名及び連絡先を明記のうえ、令和8年9月30日（水）午後5時必着で、持参又は郵送、FAXのいずれかの方法により、時津町役場 建設水道部 都市整備課まで申込みを行ってください。

## (3) 質問事項の受付及び回答

この募集要項の内容等に関する質問がある場合には、**様式2**により提出してください。

### ① 質問の提出

#### (ア) 受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月8日（木）まで

#### (イ) 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (ウ) 受付場所

時津町役場 建設水道部 都市整備課

(エ) 受付方法

質問は、持参又は郵送、FAXのいずれかで提出するものとし、口頭では一切受け付けません。

② 質問に対する回答

(ア) 回答方法

FAX又はE-mailにて、質問者に回答します。なお、当該回答については、下記により閲覧することもできるとともに、時津町ホームページにも掲載します。

(イ) 閲覧期間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月16日（金）まで

(ウ) 閲覧時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(エ) 閲覧場所

時津町役場 建設水道部 都市整備課

(4) 申請書類の受付

① 受付期間

令和8年10月19日（月）から令和8年10月23日（金）まで

② 受付時間

午前9時から午後5時まで

③ 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(ア) 指定管理者指定申請書（様式3）

(イ) 崎野自然公園事業計画書（様式4）（その1）～（その6）

(記載要領及び記載項目については、**別紙 1**を参照してください。)

- ・住民の平等な利用の確保に関する事項
- ・本公園の適切な維持管理に関する事項
- ・本公園の効用の最大発揮と住民サービスの向上に関する事項
- ・管理に係る経費の縮減に関する事項
- ・管理に必要な人員及び財政的基礎に関する事項

(ウ) 事業計画書の要旨 (**様式 5**)

町では、申請者が指定管理者になっていただいた場合の公共サービスの水準及びコスト等の内容について、住民にわかりやすく示すこととしていますので、上記(イ)の事業計画書の要旨を1～2枚程度にまとめたものを作成してください。

(エ) 上記「7 申請者の資格」に掲げる全ての要件を満たす旨の宣誓書 (**様式 6**)

(オ) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(全部事項)及び印鑑証明書(申請日前3ヶ月以内に取得したもの。)

(カ) 法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(申請日前3ヶ月以内に取得したもの。)

(キ) 法人等の概要がわかる書類 (**様式 7**)

(ク) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの。)

(ケ) 町または市税についての「納税証明書(未納税額がないことの証明)」(過去6ヶ月以内に発行したもの。)

(コ) 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他法人等の財務状況を明らかにする書類

④ 提出書類の扱い

町に提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、審査結果の公表その他必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用し、又は提出書類の内



容を複製、改変等して使用できるものとします。また、提出された書類は、時津町情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書に該当することとなり、情報公開の請求がされた場合、同条例の規定に基づき、情報公開の手続きを行いますので、予め、ご承知おきください。

事業計画書は、基本協定書第3章第12条第1項により、必ず履行していただきますので、実施可能なものを記載してください。

#### ⑤ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は書留郵便によるものとし、令和8年10月23日（金）午後5時必着とします。

#### ⑥ 提出先

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部 都市整備課

電 話 095-882-4807

FAX 095-882-5648

#### ⑦ 提出部数

データの場合：CD-R 1枚（PDF形式）

※③提出書類（エ）（オ）（カ）（ク）（ケ）は、原本を1部提出

紙の場合：正本1部、副本10部

を提出してください。

## 9 指定管理者の選定

### （1）申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が応募者の参加資格要件を満たしているかどうかの審査を行います。

### （2）指定管理者選定委員会の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めてい

くため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等の審査及びヒアリングを実施のうえ、下記（３）の選定基準等に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

### （３）選定基準等

申請者から提出された事業計画書等については、**別紙 2**の評価基準に基づき、審査を行います。

### （４）審査の方法

指定管理候補者の審査選定については、次の２段階審査により行います。

#### ① 第１次審査（書面審査）

上記（１）の申請資格の審査を通過した申請者及び下記（５）の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等について、**別紙 3**の審査基準表に基づき、書面審査を行い、第２次審査の対象として３団体程度を選定します。

#### （ア）開催日（予定）

令和８年１１月１１日（水）

#### （イ）開催場所（予定）

時津町役場内会議室

#### （ウ）審査結果の通知

第１次審査の審査結果は、審査終了後速やかに、書面にて通知します。

#### ② 第２次審査（ヒアリング審査）

第１次審査を通過した申請者を対象に、**別紙 4**の審査基準表に基づき、選定委員会によるヒアリング審査を行います。なお、ヒアリング審査は、１団体ごとに行っていただきます。

なお、詳細については、別途通知いたします。

(ア) 開催日 (予定)

令和8年11月19日 (木)

(イ) 開催場所

時津町役場内会議室

(5) 失格事項

次の要件に該当した場合は、その申請者を選定審査の対象から除外します。

- ① 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会の委員に個別に接触した場合
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③ 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ④ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- ⑤ 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- ⑥ その他不正行為があった場合

(6) 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、第2次審査の対象となった申請者全員に書面で通知します(令和8年11月下旬に通知予定)。

(7) 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果等については、時津町ホームページなどで公表します。

なお、公表する内容は、申請者の名称、所在地、申請者ごとの審査結果(評価点数を含む。)、指定管理候補者の名称及び選定理由等とします。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、申請者ごとの主な提案内容及び評価点数並びに選定委員会の講評等を町議会に報告しますので、予め、ご承知おきください。

## 10 指定管理者の指定

指定管理候補者を選定された法人等については、令和8年12月開催の時津町議会

定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。ただし、指定申請以降に、「7 申請者の資格」に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合、又は「9（5）失格事項」に掲げる要件に該当することが判明した場合には、指定をしないことがあります。

## 1 1 指定管理者との協定の締結

町は、議会の議決を経て指定管理者に指定した法人等との協議に基づき、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

なお、協定を締結しようとする事項の具体的な内容については、参考資料 1「崎野自然公園の管理に関する（基本・年度）協定書（案）」をご参照ください。

## 1 2 管理状況の把握と評価・監査

### （1）利用者の声の把握

本公園の利用者のサービス向上等の観点から、アンケート等により、本公園利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務の改善への反映状況について、町に報告していただきます。

なお、仕様書に定めるとおり、業務報告書を町に提出してください。

### （2）業務の評価

町は、指定管理者による適正なサービスの提供を確保するため、事業報告書、上記（1）に係る業務報告書等の提出を受けて、下記の本公園管理運営業務に関する評価等を行うことを予定しています。

なお、事業報告書の中には、成果目標として掲げた指標についての自己評価を含めてください。

#### ① 定期評価

町は、業務報告書や事業報告書等に記載された内容及び指定管理者によるサービ

スの履行内容が、別途、締結する協定書に示す管理の基準等を満たしているかについての確認を行います。

## ② 随時評価

町は、必要があると認めたときは、原則として、指定管理者に事前通知を行ったうえで、本公園の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は本公園内において維持管理の状況の確認を行うことがあります。

## (3) 監査の実施

地方自治法第199条第7項、第252条の3第4項、第252条の4第1項に基づき、指定管理者が行う本公園の管理の業務に係る出納関連の事務について、必要に応じて、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けてください。

## 1 3 町と指定管理者との責任の分担

町と指定管理者との責任分担は、原則として、仕様書に添付する<sup>別添2</sup>「リスク分担表」のとおりとします。ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合や天候不良や不測の事態等で急きょ閉園する場合などの定めがないリスクが生じた場合は、町と指定管理者が協議のうえ、リスク分担を決定します。

## 1 4 事業の継続が困難になった場合における措置

### (1) 町への報告

指定管理者は、業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに町に報告しなければなりません。

### (2) 指定管理者に対する実地調査等

指定管理者の責に帰すべき事由により管理が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、町は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又

は必要な指示をすることがあります。

なお、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

### (3) 指定管理者の破産等

指定管理者の破産又は財務状況の著しい悪化など指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、又は著しく社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合には、町は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

### (4) 町に対する損害賠償

上記(2)又は(3)により指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、町に対し損害の責を負うこととなります。

### (5) その他不可抗力の場合

指定管理者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、町と指定管理者は、事業継続の可否について協議するものとします。

## 15 その他

### (1) 施設管理開始までにおける指定の取り消し

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事由に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして町との協定の締結に応じないとき。

イ 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

### (2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。

ただし、委託業務のうち、植物管理、清掃等一部の業務については、専門の事業者  
に委託することができます。

なお、業務の一部を委託した場合は、速やかに町に報告してください。

### (3) 業務等の引き継ぎ

本公園の管理運営業務の引き継ぎについては、協定締結後、随時行います。

## 16 募集及び選定スケジュール

| No. | 内 容             | 期 間                          |
|-----|-----------------|------------------------------|
| 1   | 募集要項等の配布（又は閲覧）  | 令和8年 9月 4日（金）<br>～ 9月30日（水）  |
| 2   | 現地説明会申込み期限      | 令和8年 9月30日（水）                |
| 3   | 現地説明会の開催        | 令和8年10月 5日（月）                |
| 4   | 質問の受付           | 令和8年10月 6日（火）<br>～ 10月 8日（木） |
| 5   | 質問に対する回答の閲覧     | 令和8年10月13日（火）<br>～ 10月16日（金） |
| 6   | 指定申請書の受付        | 令和8年10月19日（月）<br>～ 10月23日（金） |
| 7   | 選定委員会（第一次審査）    | 令和8年11月11日（水）                |
| 8   | 選定委員会（第二次審査）    | 令和8年11月24日（火）                |
| 9   | 候補者の決定          | 令和8年11月下旬                    |
| 10  | 指定管理者指定に係る議会の議決 | 令和8年12月中旬                    |

|    |          |           |
|----|----------|-----------|
| 11 | 指定管理者の指定 | 令和8年12月中旬 |
|----|----------|-----------|

## 17 問い合わせ先

この募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町役場 建設水道部 都市整備課

電話 095-882-4807（直通） FAX 095-882-5648



(別 添)

## 今後の整備について

バンガロー(10人用)5棟  
※R8.6 空調改修済  
R8キッチン改修予定

バンガロー(15人用)2棟  
※R8.6 空調改修済

テントサイト  
(組立3区画)  
※R8改修予定  
・焚火使用可

テントサイト  
(常設8区画・組立2区画)  
※R8改修予定  
・常設テントの撤去  
・焚火使用可

海浜歩道・遊歩道整備  
※R8新規

栈橋整備  
※R8新規

